

経済建設委員会会議録

平成25年3月6日	10時00分	開 会
	13時47分	閉 会

網 走 市 議 会

午前10時00分 開会

○佐々木委員長

おはようございます。

ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが議案18件、請願3件、要請1件の合計22件について審査をいたします。

審査の進行につきましては、最初に経済部、観光部、水産港湾部関係の議案と当委員会に付託されております請願、要請の審査を行います。

その後、理事者入れかえ前に農政課より卯原内ダム用水路漏水事故についての報告を予定しております。

農政課の報告終了後、理事者を入れかえまして、建設部、水道部関係の議案の審査を行います。

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、経済部所管についての説明とその補正予算にかかります繰越明許費についてもあわせて説明をいただいた上で審査を進めたいと思いますので、まず農政課所管分についての補正予算の説明をお願いいたします。

○川合農政課長

それでは、資料10号補正予算の概要をごらんください。

こちらの議案資料30ページをごらんください。

平成24年度網走市一般会計農業振興費の小麦集出荷施設建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について説明させていただきます。

補正の理由につきましては、国の緊急経済対策に伴いまして、国産農産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業設備に必要な共同利用施設の設備等の支援をすることを目的とした強い農業づくり交付金を活用しまして、小麦集出荷施設を網走港に新設するため、追加補正するものであります。

なお、施設建設には多額の経費を要しますことから、生産者負担が大きいことから、北見農業協同組合連合会からの要請もありまして、補助金のほか交付税を見込むことのできることから、市が事業実施主体となりまして、事業を実施するものであります。

補正金額は、施設建設にかかる経費といたしまして、旅費、需用費、役務費とその他工事管理委託料

として委託料、施設の建設費としまして、工事請負費の合計42億3,330万円であります。

これに伴いまして、歳入予算としまして農業費補助金21億円、小麦集出荷施設建設事業負担金として3,330万円、農業債21億円の追加補正を行います。

また、今年度内に事業完了が見込めないことから、事業の全額を翌年度に繰り越すものであります。

建設施設の概要についてであります。資料31ページをごらんください。

建設場所は、網走市港町4の29外5筆の用地に建設いたします。この施設の新設によりまして、物流の合理化を図り、小麦生産にかかわる物流コストの軽減及び実需者への安定した出荷体制が構築され、網走港からの出荷量が拡大することになるなど、農業振興ほか地域振興が図られるものであります。

施設の規模につきましては、保管能力は750トンが24基の1万6,000トン、貯蔵サイロの建設としましてあらあら出荷能力は1時間当たり500トンの船積み能力となり、荷受け設備は1時間当たり100トンの二系列の集荷能力となります。

事業費の42億3,330万円のうち、建設費にかかる補助金が21億円でありまして、地元負担金は市債、その他負担金を合わせて21億3,330万円ですが、起債に対しては交付税措置としまして50%の算入が見込まれることから、地元負担金は10億8,330万円となりまして、金利も含めて北見農業協同組合連合会との間で協議をしております。

今後、起債償還の期間、詳細な額などが確定次第、農協連と返済に関する契約を締結する予定であります。

なお、32ページに事業箇所の地図、平面図を記載してございますので、あわせて御参照願います。

続きまして、33ページをごらんください。

平成24年度網走市一般会計農業農村整備費、担い手支援畑総事業分担金、4地区の歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定について説明させていただきます。

1の補正の理由につきましては、国の緊急経済対策に伴う北海道畑総事業における事業費の追加によりまして、4地区の事業分担金を補正するものであ

ります。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

内訳といたしましては、事業費の追加によります事業分担金としまして、網走東部地区700万円、卯原内中央地区1,100万円、網走南部東地区1,440万円、網走南部西区780万円増額するもので、4地区合計で4,020万円増額補正するものであります。

2の補正額についてですが、補正額の財源としまして歳入予算分担金1,507万5,000円、道補助金1,256万円、市債1,070万円を追加補正し、歳出の残額を一般財源186万5,000円とするものであります。

続きまして、34ページをごらんください。

平成24年度網走市一般会計農業農村整備卯原内ダム等改修事業の歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、国の緊急経済対策に伴う卯原内ダムの水管理制御設備を更新するため補正するものであります。

また、事業の完了が見込めないことから事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

内訳といたしましては、卯原内ダム等改修事業費といたしまして委託料1,000万円、工事請負費3億8,720万円、合わせて3億9,720万円を増額補正するものであります。

2の補正額についてですが、補正額の財源といたしまして歳入予算を道補助金1億9,860万円、市債を同額の1億9,860万円追加補正するものであります。

続きまして、35ページをごらんください。

平成24年度網走市一般会計農業農村整備費、斜網地区ダム等改修事業負担金の歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、国の緊急経済対策に伴い、緑ダムの水管理制御施設を更新するため補正するものであります。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

内訳といたしましては、斜網地区ダム等改修事業負担金としまして、負担金補助及び交付金として6,

160万円を増額補正するものであります。

2の補正額についてですが、補正額の財源としまして歳入予算6,160万円を追加補正するものであります。

説明につきましては以上であります。

○佐々木委員長

次に、議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、水産港湾部の所管についての説明、そして繰越明許費についてもあわせて説明いただき、審査させていただきますので御説明願います。

○酒井港湾課長

資料10号の補正予算の概要、50ページをごらんください、平成24年度網走市一般会計港湾建設部補正予算、海岸施設整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の補正について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります、国の緊急経済対策に伴い、海岸施設の整備を行うため、事業損失防止施設に係る管理委託に3,800万円及び護岸改良に係る工事費2億200万円の合わせて2億4,000万円を追加補正するものでございます。

なお、この事業は年度内の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

51ページの地図をごらんください。

工事の内容は護岸の整備と背後を保存する部分に当たりますコンクリートリフトで、護岸は12月に補正した箇所から帽子岩側に向いまして約230メートルの整備を予定しております。これにより、護岸工事は完了となります。

被覆工事は、護岸背後の保存に相当する部分であります、現在は地盤整備完了の箇所から約650メートルの整備を行う予定になります。

これらの箇所は、今回の国の補正予算で採択されなかった場合は、平成25年度において……

○佐々木委員長

もう少しゆつくりと明確に話していただけますか、よく聞こえないので。

○酒井港湾課長

これらの箇所は、今回の国の補正予算で採択されなかった場合、平成25年度において実施を予定して

いた箇所でございます。

補正の額であります。歳出予算では補正前の額 4 億 1,379 万 7,000 円に、2 億 4,000 万円を加えて 6 億 5,379 万 7,000 円となります。

財源内訳は、国庫補助金が 1 億 3,200 万円、市債が 1 億 800 万円追加となります。

歳入予算では、国庫補助金が補正前の額 2 億 2,210 万円に、今回の補正額 1 億 3,200 万円を加えて、3 億 5,410 万円となります。

また、市債が補正前の額 1 億 7,250 万円に今回の補正額 1 億 800 万円を加え、2 億 8,050 万円となるものでございます。

繰越明許費の内訳でございますが、先ほど申し上げたとおり、2 億 4,000 万円を繰り越すこととし、財源内訳は国庫補助金 1 億 3,200 万円、市債 1 億 800 万円でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質疑等ございますか。

○平賀委員

個別に確認したいのですが、全般的なその補正のこと、経済部に伺いたいのですがよろしいですか。

資料 10 号の 9 ページを見ると、国、道補助金が幾らぐらい、市債幾らということで具体的な数字が載っている部分です。27 億円ということで、市債が起こされるということに、この事業はなっています。

きのうの総務文教委員会の中でやりとりされていたのを聞いていたのですけれども、元気交付金でしたか、国の新しい交付金で網走市の市債の軽減になるもの、対象になるもの、ならないものはこれからだという話だったのですけれども、例えば先ほどの説明からいくと道営畑総事業のようなものは、もうこれはさすがに決まっているのかなというような気もするのですけれども、その決まっていないものというのは全部、まだ元気交付金の対象になるかならないか、全てわからないものだけなのでしょうか、今回、この補正出てきているのは。これはさすがに決まっているのだというのがあるのでしょうか。

○三島経済部長

国の緊急経済対策にかかります地域の元気臨時交

付金についてでございますけれども、この補正の事業につきましては内報を受けている事業でございます。

例えば、小麦集出荷施設建設事業につきましては、今月の初めに内報を受けたところでございます。

地域の元気臨時交付金につきましては、小麦集出荷施設建設事業については、該当になるであろうという情報は得ておりますけれども、ほぼ具体的な事業につきまして元気交付金の対象になるかどうか、またどの範囲までの対象と言われるかといったような具体的なところまでは示されておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○平賀委員

可能性の高いものと、まだちょっとわからないものの幾つかあるのだけれども、確定はしていないという、ほとんどまだわからないのですね。

ちょっとその辺の温度の差があるものとなないものが、果たしてないものか、あるものか確認してよろしいですか。

それから、きのうの議論の中でもマックスで見てもらえるという、元気交付金と一緒に部分になると 21 億円になるという数字も出てきたのですけれども、それが市として予想されている最大限の対象となった場合の数字だということで間違いなかったのでしょうか。

○三島経済部長

私の立場から、その元気交付金の事業の詳細についてお話しできる立場ではございませんけれども、財政課、企画総務部との話の中では市債等についてのおおよそ 8 割が該当となった場合については、マックス 21 億円になるのではないかという話を聞いてございます。

○平賀委員

わかりました。

あとは 21 億円の前後、前はないのかな、後ろがどこまで下がるのを圧縮できるからどうかというところをにらんでいるのもいろいろなものがあるというふうに思います。

次に伺いたいのは、3 次行革との関係なのですが、3 次行革の中で一定の歳出削減を進めてい

くというところの関係と、ここの27億円の市債が例えば20億円軽減されて6億何がしになるのかもしれませんが、その辺の関係はどのような形で見積もられていらっしゃるのかなと、影響分です。その辺、どういう認識でいらっしゃいますか。

○大澤副市長

先日からいろいろとお話を申し上げておりますけれども、今回の緊急経済対策で53億円の補助事業が全部、元金交付金の対象になれば、マックス21億円ぐらいになるだろうというところで、それがまだ確定しているわけではありませんし、その21億円をどのような形の事業に充てていくかということについても、まだ具体的に掲げているところではありませんので、非常にそういった単年度限りの国の措置ですから、それは私どもとしてはありがたいというように受けとめ方をしております、それぞれがどういった事業に充てていくかというのはまだ聞いていませんから、当然、建設事業が主かそれらの事業になるかと思っておりますので、その建設事業で箱もの、その他を建設するという事になれば、当然、こういうことの維持管理費という部分も出てきますし、委員のおっしゃるとおり行革との絡みも出てまいります。

そういったところの部分はありますけれども、今の段階ではまだ固まっていますので、明確に行革との絡みでこの21億円はどうなるのかというところまでははめ込んでいないところであります。

○平賀委員

そこになるときと、ここではなく総務文教委員会の所管になってくるのかなと思うのですが、それは後ほどある程度固まって見通しが出てきた中で、市として何らかの形で議会へも示していくということになるということで間違いはないですか。

○大澤副市長

当然、元金交付金の金額が固まったり、事業が固まれば、補正予算というような形で早い段階で公示をしなければなりませんので、そのときには当然、行革との絡みも関連しますので、それらも含めて公示をするという形になろうかなと思います。

○平賀委員

先ほど護岸工事の部分で、平成25年度予定していたものを前倒しにする形なのだという説明があったのですが、ほかのものはいつ予定していたものが今回になるのだという説明は特になかったというふうに思っています。

伺いたいことは、3次行革をやっているつもりだと思っていた事業というのはこの中にきつと入っているのだと思いますし、もしかしたら今回の補正が有利なので新規にやろう、予定されていなかったけれども、何とかこの中でやろうとされたものがあるのかなと思うのですが、その辺、どの事業が3次行革の中でやる予定だったのかというのはわかりますでしょうか。

○川合農政課長

農政のほうの所管でいきますと、道営畑総事業ですが、こちらのほうは平成25年度に当初、予定をしていたのを安倍内閣の15カ月予算ということもありましたので、前倒ししているところであります。

その前倒しすることによりまして、補正債の算入も見込めるということで、一般財源の軽減も図られるということで、今回、補正のほうに充当させてもらったところであります。

○平賀委員

そのほかの事業はいかがなのでしょう。まだ、正式には道路事業では説明されていないですが、どの事業が行革の中で予定をされていたものを前倒しなのか、それを確認したいのですけれども。

○三島経済部長

道営畑総事業につきましては、今、農政課長が説明をしたとおりでございます。

そのほか、経済部所管の小麦集出荷施設建設事業、卯原内ダム等の改修事業、斜網地区ダム等改修事業負担金、これにつきましては平成25年度以降も事業の予定はしていなかったところでございます。

小麦集出荷施設建設事業につきましては、先ほど農政課長から説明しましたとおり、オホーツク農業協同組合組合長会のほうから網走港へ建設をしたいという話がございまして、この緊急経済対策にあわせて実施をするということになったところでございます。

また、両ダムの改修事業につきましては、設備等の更新年が迎えてきておりまして、財源的にも非常に大規模な事業になってくるということで、国の事業が活用できないか開発建設部と協議をしてきたところでございますけれども、なかなか事業が見込めないという状況の中で、今回の緊急経済対策ということが出てきまして、これに乗って行うということになったところでございます。

○平賀委員

全般的な流れは理解させていただきました。

それでは、個別な質問にちょっと移っていきたいと思いますが、最初に小麦集出荷施設なのですけれども、端的に伺いますので、これ資産は誰のものでしょうか。できたものは。

○川合農政課長

こちらのほうは、網走市が事業主体として実施するものでありますから、資産は網走市のものとなります。

○平賀委員

そうすると保守点検、あるいは修繕も網走市が今後、行うものであるという認識でよかったですでしょうか。

○川合農政課長

こちらのほうは、今後、指定管理者制度での管理を想定しているところであります。

○平賀委員

そうすると、保守点検、管理、それから修繕は指定管理者がその責任によって行うと。ただし、一定の額を超えたものは網走市が行うと、その辺についての細目はこれから指定管理者選定の中で定めていくので、今の時点ではまだ決まっていない、そういう認識でよかったですか。

○川合農政課長

これから指定管理者の選定を進めていく中で、その中身について精査をしていって、その負担についても協議していくということになります。

○平賀委員

全体のその状況はわかりました。

非常に期待されているものでありますし、これができることによって大きな変化がきっと起きてくる

のだろうというふうに思います。

どうしてもその網走港も出荷、輸出、輸入の金額が下がってきているというのがありまして、それにも大きく寄与するのだろうなというふうに思います。

それで、先ほどの地域の元気臨時交付金を使って、たしか31ページの4の事業費の表を見ると、実質負担が書かれている部分、18億3,300万円、そこを圧縮していこうというイメージだというふうに理解していたのですけれども、まずそれで間違いなかったでしょうか。

○三島経済部長

この事業につきまして元気交付金の事業、元気交付金を充てるという考え方でございまして、地元負担の起債額21億円について交付税50%見込まれるということで、交付税算入が10億5,000万円、残りが実質、地元での負担と、この負担につきましては市と農協で協議を今、進めているというところがございます。

○平賀委員

この元気交付金の対象には、これもなる可能性があるものですね。その対象になった場合、幾らかその市の起債の部分が軽減されることになるのですけれども、それはあくまでも起債の部分だけを圧縮していくという形で、その元気交付金を使われるという理解でいいですか。

○三島経済部長

現在のところ、この小麦集出荷施設にかかる元気交付金が対象となった場合につきましては、その元気交付金を市のどういった事業に充てていくかということについては、まだ今後、これから内部的な協議に入っていくということでありまして、元気交付金をこの事業に充てるという考え方ではございません。

○平賀委員

わかりました。理解をさせていただきました。

次、ダムのほう、二つのダムのことでございますけれども、先ほどもともと予定していたのだけれども、なかなかめどがつかなかったということでありました。これも確認なのですけれども、本当はあと5年とか6

年持つのだけれども、今のうちにやっておいたほうが有利だからやるといった性質なものではなくて、もう近々にはやらなければならないのだけれども、なかなかそのめどが立たなかったという性質のことで間違いないということです。

○川合農政課長

こちらのほうは、卯原内ダムのほうにつきましては平成15年度から管理受託を受けておりまして、その前から施設のほうの建設はされていたところでございます。

その中で、システムなりのデータを収集するシステム内容の保守期間というのがもう過ぎておりまして、早いうちに修理をしなければならないということがありました。

今般の緊急経済対策の中で、農業水利施設保全合理化事業というのが創設されましたので、そちらのほうでもって事業を進めるということになります。

○平賀委員

わかりました。

斜網地区のほう、これは負担金ですからほかの市町村もそれぞれ負担金があって行うのだろうと、額もその卯原内に比べると小さい額になるのですが、これはきっと網走市の負担分だからですが、主になる自治体が多分あったりして、それでそれぞれ分担が違うのだろうと思います。この内訳を教えてくださいてもよろしいですか。

○川合農政課長

こちら斜網地区のダムであります。緑ダム、こちらのほうは1市4町で管理をしております。網走市、斜里、清里、小清水、大空町となっておりまして、網走市の負担割合としては26.2%ということで、今回の補正の予算額となっております。

全体の斜網地区のダムの補修の事業費であります。5億円ということで、こちらのほうも国庫補助金が2億6,500万円出ていますので、地元の負担金が2億3,500万円となりまして、網走市の負担が26.2%ということで6,160万円、斜里のほうで18.4%、4,324万円、清里で23.9%ということで5,616万5,000円、小清水町で31.3%で7,355万5,000円、大空町で0.2%で47万円という内訳になっています。

○平賀委員

内訳わかりました。

そういう形で各市町村でやると、お金を出し合っただけで補助を受けてやると。施設の方針は今回、水利管理の下水設備というふうに限られているのですけれども、これ以外にも補修を予定されている必要のところ多分あるのではないかと、特に卯原内ダムについては管、導水管の事故が続いた関係もあって卯原内ダムは必要なのではないかなど。

その辺もある程度、含まれているという考え方でいいのでしょうか。

○川合農政課長

こちらの卯原内ダムのほうですが、卯原内ダムの操作制御施設の更新ということに今回あわせて、卯原内ダムのファームポンドが5カ所あるのですが、そこの緊急遮断弁を設置するという計画も持っております。

○平賀委員

緊急遮断弁をつけることで、恐らく漏水したときにすぐ対応できるという、そういうことがあるのだと思うのですが、それをもう少し説明をしていただいてよろしいですか。

○川合農政課長

送水管の10月にもありましたが破断事故があった場合、ファームポンドには1,000トンから2,000トンの水が入っております。そこからの水が一気にあふれ出すということになりますと、人的な被害も想定されることから、この緊急遮断弁を設けまして一定の水位が下がったときには自動的に遮断できるようなシステムをつくるということです。

○平賀委員

わかりました。

思わぬ災害を起こさないためにも、これは必要不可欠なものと理解させていただきましたので、ぜひこれも含めて整備できてよかったのではないかと思います。

それで、この水の水利権の活用なのですけれども、従来から水が全て使い切る、水利権として使い切れていなくて、余地があるということでたびたび指摘はされてきたという経過が多分あるのだと思いま

す。

何らかの形でやはり活用できないかということをも国とそれぞれ協議をしていく必要が私はあるのではないかなというふうに思うのですが、例えばダムですから、一般的に考えられるのは発電だろうと、小水力発電を含めた発電だろうというふうに思うのですけれども、そういった形のものを含めて何らの水利権をさらに活用するというふうな考え方や取り組みも今、何かお持ちでしょうか。

○川合農政課長

こちらの水利権の使用ということですが、今、水の利用を増進するということで、イチゴ栽培でふやしていこうという考えでは進んでおります。

また、その中ではまた別の使用方法ということも、発電等ということもあつたのですが、内部で検討していましたが、コスト、発電にするためのコストを考えていきますとペイできないということもありまして、今のところはそれ以上の考えを持っておりません。

○平賀委員

状況は理解をさせていただきました。

積極的にこれからの水利権の活用というのをあつて、利用できるものですから、どう利用するか考えていただきたいのですが、もう一つ水利権の活用だと網走の課題は工業用水が非常に高いということだと思っております。

そういったところに転用するというのとは一つ方法かなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○川合農政課長

工業用水への転用ということですが、こちらのほうは土地かんがいの利用というふうに限られておりますので、目的外利用となりますとなかなか認められないということもございまして、今畑かんがいの利用で水利用率の増加を考えております。

○平賀委員

そこは私も認識をしているところなのですけれども、そうはいっても、やはりそこに実は課題があるのだというふうに思います。

これは企業誘致だとか含めて、これは工業に限ら

ず商業もそうだと思うのですけれども、水道が高いというところが一つの大きなネックになっているのです。

その課題解決のためには、そこを乗り越えていく努力が私は必要だと思っているのですけれども、それについては改めて国に対して働きかけが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○三島経済部長

ダムの水を、現在水道、上水道を使用しているところ、この代替としていくことだと思いますけれども、先ほど課長が説明しましたとおり、現在の規制の中では目的外での利用は認められないという状況になっておりますので、そういった利用ができるのかどうかという、特区になるのかどうかわかりませんが、そういった可能性を研究をしていきたいと思っておりますけれども、一方で上水道の事業のこともございますので、そのあたりと精査をしながら研究をしていかなければならないのだというふうに考えております。

○平賀委員

ぜひ、そこは精査をしながら検討していただきたいなと思います。

能取漁港地区も含めて、水産で水を使う部分があたりするのだらうと思うし、そういったところも今は経営状況にも影響いろいろある、いろいろな厳しい状況があるのは御承知のとおりだと思うのですけれども、そこで水の部分で大きな軽減があると、これまた大きなプラスになったりするのかなと思います。それ以外にも影響あると思いますので、積極的に研究していただきたいと思います。

以上です。

○佐々木委員長

そのほか、質問等は。

○栗田副委員長

平賀委員のほうからも冒頭、起債の発行に関しての心配な部分の意見が出ましたけれども、私も同様の考えなのです。

きちんとした手当をしてくれるのであれば、最大限、有効に活用することも必要でしょうけれども、やはり借金がふえることには変わらないわけですか

ら、事業一つ一つで精査をされるべきであると、慎重に考え直していかないと。

ただし、これが今後実施されたならば、かなりの経済効果が当然、当市にもたらされるという現実でありますから、当然、それも加味しながらのお話になると思うので、その辺も慎重に精査していただきたいと思います。

1点、確認をしたいのですが、サイロの件なのですが、内容については市が所有権を持ってその施設をつくるということは、言うなれば網走システムの構築ができ上がっていく第3弾目ぐらいになるのではないかなと思うのですけれども、非常に有効な手だてで、特に農家の負担というのは激減されるわけですから、非常にいいことだと思うのですが、心配な部分として建物を市が持つのでしょうか、その土地の所有権というのはどこが持っているのでしょうか。

○川合農政課長

こちらの港町の建設予定地につきましては、北見農業組合連合会のほうで所有をしてございます。

○栗田副委員長

東網走の麦乾も多分、そういうシステムだと思ったのですが、ではその借地になるのか、その上に市のものが建つということですから、あくまでも財産権というのは市が持って、指定管理者たちもこういう説明がありましてけれども、そういう形になったときに果たしてそれをずっと継続して未来永劫やっていくのか、その賃貸借の関係というのはどうことになるのか、少なくとも市が所有する物ですから公的な物になります。公的な建物を大きな団体ではありますが、個人の所有物に建てるということに対してのお考えというのをお聞かせいただきたい。

○川合農政課長

こちらのほう、網走市のオホーツク農協の小麦集出荷施設、同じようにこちらのほうも北見農業協同組合連合会と使用貸借をして今後とも、その管理していきたいというふうに考えておりますし、運営費などにつきましては、指定管理者の利用料の管理の中でやっていただく、維持補修もその中でやっていただくという観点で今のところはそうです。

○栗田副委員長

それは理解できますけれども、先ほど言ったように未来永劫、その市の設備として縛りがあるので、短期的には譲渡という形にはできないシステムだと思うのですが、将来にわたっても市でそれを所有しながら、そういう管理の仕方をやっていくのかというところを聞きたいのです。

○三島経済部長

今回の小麦集出荷施設、また現在、建設中の麦の乾燥処理施設につきましても、土地につきましては他の団体の所有ということで市が建設をしてやっているというところでございますけれども、将来にわたっても、市が所有したままいくという考えでいるところでございます。

○栗田副委員長

いろいろなことがあって、本来であるとやはり主体であるJAのほうに譲渡なり、売却なりをしてという形が本当、本来だと私は思うのですが、そういうことがなかなかできないということであれば、ではこれで耐用年数ってあるわけですよね。そのときにも、また市がそれに対するメンテナンスも建てかえも含めてやっていくという考え方なのか。

○三島経済部長

建物でございますので、それぞれ耐用年数がございます。

その時点で、大幅な改修が必要になった、また建てかえで必要になるといった場合につきましては、市がそれを行っていくのか、またあるいは強い要請があって建設をしてきたという経過もあるわけでございますから、その場合にはそういった団体でその後の改修等、それから維持管理も含めて、その時点で協議をしていくということになるのではないかとこのように考えてございます。

○栗田副委員長

ちょっと普通に考えると人の土地の上に公的な物が建つというのは、いずいかなという気がしたのですが、市がしっかりとしたそういう考え方を持って、要はこの地域の農業を守っていくという前提でやっていただけるのであれば、それで方法としてはいいなと思いますけれども、何分にも民間に行けばそれ

なりの固定資産税が発生したり、いろいろなことが出てきますので、そういう部分は財源のほうで発生するということになります。それも考えながらということなのですが、もう1点だけ、そのJAとの協議の中ではそういう形でしっかりでき上がった契約のもとに、今回、建設という感じなのでしょうか。

○川合農政課長

北見農業協同組合連合会とは、そういった話の中で協議をして進めおります。

○栗田副委員長

はい、わかりました。

その辺は、そういうこともあるので、その部分含めたやり方で進めなくてはいけないのだということがわかりました。

以上です。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○近藤委員

国の緊急経済対策を使って、さまざまな補正予算を組まれたと、本当に3カ月という短期間の間にこれだけのメニューを組み立てられたと。結構スピード感のある取り組みだなというふうに、全体を見て評価をしたいなというふうに思います。

あとは一つ一つの取り組みについては、まず小麦の集出荷施設建設についてであります。これは網走産だけではなくてオホーツク管内産小麦の高付加価値化でありますとか、環境負荷の軽減、さらにはその港湾用地の利活用ということで、一石三鳥の取り組みだろうというふうに高く評価をしていますので、しっかりと推進をしていただきたいと思います。

その中で、幾つかお伺いしたいのですけれども、この補正予算が通った後の具体的な工程のスケジュール、これからつくられる部分もあるかと思うのですけれども、どのくらい考えてらっしゃるのか。

○川合農政課長

こちらの小麦集出荷施設のほうですが、今般、内報をいただきまして、今、事業計画の提出をしているところであります。

今後、設計のほうを進めながら発注のほうを進めていきたいと。発注のほうも時間が事業費が大きい

こともありますので、その後、議決、承認が必要ということもありますので、こちらのほうもスピード感を持って取り進めていきたいと考えておりまして、来年の3月31日までが期限でございますので、その前には全て完了していきたいと考えております。

○近藤委員

ぜひスピード感を持った取り組みを進めていただきたいと思います。

あともう一つ、国の緊急経済対策ということで、当然、その地域の経済にメリットが波及していかなければいけないということなのだと思うのですが、今回、この建設事業でどの程度、地元の業者がかかわれそうだなというのは想定されていますか。ざくっとでいいのですけれども。

○角田建設部参事

基本としまして、今のところ前回の麦乾と同じような予定で、オホーツク管内の業者を対象に工事の発注を行う予定であります。

その中で、一般競争入札ということでそれぞれに参加していただいて、業務を進めたいというふうに考えてございます。

○近藤委員

事業費も非常に大きいので、地域経済に波及していく効果も大きいのかなというふうに期待をしておりますので、そのあたりはしっかりとやっていただきたいと思います。

それとあと新しい施設、小麦の集出荷施設ができるということで、その現行の今、港に建っている小麦センターの役割がお役御免に将来的にはなるのだろうと思うのですけれども、この小麦センター、お役御免の後、古いほうはどうなっていくのかというのは、今の段階では。

○川合農政課長

今、建っております小麦の船積センターでございますが、今は2,400トンの保管能力を持っているということでございます。

ただ、こちらのほうも建設から30年を経過しておりまして、また今の場所では高潮の影響を受けるといってございまして、今回の新設に伴いまして廃

止していく予定でございます。

それに、こちらの小麦の船積センターは北見農業協同組合連合会の所有でありまして、北見農業協同組合連合会のほうの今の希望でございます。

○近藤委員

わかりました。遺漏なく取り進めていただきたいというふうに思います。

それとあともう一つ、港湾のほうで事実上の前倒しで護岸改良もされていったと思うのですが、これまで何年もかけて整備もされてきたところだと思うのですが、こういう全体の全て必要な工事部分の何割が終了するという話ですか。

○酒井港湾課長

護岸につきましては、今回で完成という形になります。残りのほうにつきましては、被覆工事が先ほど申し上げたとおり、予定どおりで650メートル完了した場合、残りとしては約280メートルぐらいの残延長になるので、かなり完成のほうに近づいてきたということです。

○近藤委員

国の補正予算を活用して、基金前倒しも含めてしっかりやれているのかなというふうに思いますけれども、これもしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐々木委員長

そのほか。

○平賀委員

済みません、ちょっと聞き忘れがあったので。小麦の集出荷施設での関係なのですが、実際に、できてからの話なのですが、相当、道路への影響、それから交通への影響って大きくなるのだろうというふうに思うのです。ここに集荷される時期が集中しますから、そのことで道路の改良が必要ではないかとか、交通安全対策が必要ではないかとか、当然、想定されると思うのですが、それはどのように現時点でお考えでしょうか。

○三島経済部長

小麦の集出荷施設、今の第3埠頭のところに建設をする予定になっておりますけれども、今、委員か

らお話がありましたとおり、秋の平成26年産の麦から受け入れをしようということで考えておりますので、そういった中で時期的に集中するということが当然、考えられると思います。その道路等の整備どのように対策を講じるかというところは、これから港湾と協議をさせていただくということになっております。

○平賀委員

そこに向かう道路もそうですし、その港湾の機能的な部分もどういう影響が出るのかという、いろいろシミュレーションを多分していかなければならないこともまだあるのかなと思います。その辺は漏れないようにしていただきたいと思います。もしかししたら、今回、補正で上がってきている道路、そのための整備なのだと後で言われるかもしれませんが、道路の整備ももしかししたら改めて必要な場所も出てくるのかなということがあるかもしれませんので、もしその辺も含めてやっていただけたらなと思っています。

○佐々木委員長

そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ないようですので、議案第21号中、経済部、水産港湾部所管分について、原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第25号と第31号は関連がありますので、あわせて説明いただき、審査を願いたいと思いますので、まず説明をお願いいたします。

○田口観光課長

それでは、議案第25号平成24年度網走市流氷館特別会計補正予算債務負担行為について説明いたします。

別冊議案資料10号の2ページをお開きください。

3、債務負担行為の補正。上から4行目をご覧ください。

本件は、平成25年4月1日から履行が必要となりますオホーツク流氷館の管理委託契約につきまして、平成24年度中から事務を取り進める必要がありますことから、債務負担限度額を設定し、事務を行

うべきものです。

なお、管理委託料は、平成24年度予算では5,400万円としておりましたが、委託業者の努力もありまして入館者数がふえていることから、これに伴う営業経費等の増加を考慮しまして、単年度、5,600万円、2年間で1億1,200万円とするものでございます。

続きまして、議案第31号のほうに移らせていただきます。

議案第31号網走市公の施設に係る指定管理者の指定ですが、議案資料55ページ、資料第12号をごらん願います。

本件は、オホーツク流氷館を指定管理者に管理を行わせる施設としまして、指定管理者につきましては株式会社網走観光振興公社を指定するもので、指定の期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間としております。

管理委託料につきましては単年度5,600万円、2年間で1億1,200万円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

何か質問等ございますか。

○平賀委員

営業努力もあって5,600万円見ながら2年間ということであります。営業努力もあってというけれども、ある意味、今は経過措置は自画自賛的な報告だったのですけれども、ここをやはり直していかなければならないのだろうというふうに考えます。以前にも申し上げましたが、この2年間の間でこの形態は、公社としての形態ではなくて、役員構成含めて運用形態を見直していくという、それも前提の中でこの2年間で整理をしていくというふうに理解でよかったでしょうか。

○田口観光課長

現在のところですね、オホーツク流氷館については新たな建設のことを検討しておりまして、この2年間にしましては建設というか、この現在の流氷館の形態については変わらないという状況が考えられますので、この2年間については現在の状況でいきたいというふうに考えております。

○平賀委員

そこは一緒だとわかるのですけれども、私が伺ったその2年間の間にこの状況を整理をしていって、その後の結論に結びつけていくという考え方をちゃんと持っているのかどうかです。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○井上観光部長

前の委員会でも似たような御質問があったと思いますが、当然、今、建てかえを前提にしながら、この2年間、しっかり収支の均衡を図りながら、それはそれで進めていくということになりますけれども、当然、建てかえを前提にしてのいろいろな話でございますので、そういった検討の中には新しい体制の中で公社としてのそういった現状抱えている体制の問題についても、当然、どうあるべきか、どうしていくかということは、これは検討の一つだというふうに、前にも申し上げていますが、そういった一つの課題として今後、整理をしていく、あるいはどうあるべきかということについての一定の方向性を出していくということになるかというふうには考えています。

○平賀委員

今回のこの2年間の委託について私は特に異議は持ち合わせておりませんが、その期間の間、2年あるわけですから、今、部長がおっしゃられたような検討を進めながら、何らかの形で望ましい形態というのを、運営形態、役員構成含めて出していただきたいというふうに思いますので、その配慮はぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木委員長

そのほか何かございますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第25号、31号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第46号についてのまず説明をお願いいたします。

○酒井港湾課長

続きまして、議案資料97ページ、資料27号をごらん

ん願います。

網走港海岸(海岸町地区)護岸改良工事その1(繰越)請負契約の締結について御説明いたします。

本件は、昨年12月に海岸施設整備事業において工事請負費として2億円の追加補正を行ったことにかかわります工事請負契約の締結で、網走市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に該当することから、議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、入札執行日は平成25年2月19日、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は1億9,425万円、契約の相手方は丸田・土屋特定建設共同企業体、完了予定日は平成25年9月30日でございます。

なお、工事の概要については、記載のとおりでございます。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第46号につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、請願、要請の審査に入りたいと思います。

請願第15号、22号につきましては、原発関連となりますので一括して審査をしていただきたいと思います。

請願第15号泊原子力発電所1、2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書提出についての請願につきましては、平成23年12月19日、24年3月9日、24年6月15日、24年9月14日と4回出ておりまして、これは継続審査になっております。

第22号につきましては、泊原発1、2号機の再稼働の断念等を求める意見書提出について、これも24年12月14日に出されまして、継続審査となっております。

まず、この2点につきまして皆さんの御意見等を伺いたいと思います。

どうでしょうか。

○近藤委員

過去の委員会でもたびたび議論をさせていただいている案件であります。

2年前の3・11の東日本大震災とそれに伴う原発事

故から、その原子力発電所のリスクとコスト、というのは未来永劫この社会で使いきれぬものでないということは明らかになっているのですが、一方でその原発がこの国には多数ある、そして動いているものもあって、そこをもとに経済活動をやっているという現実もあるという点では、大局的に目指すところは原発のない社会であるのだけれども、やはりすぐに特定の原発をとめようとか、全部やめてしまえとか、そういう根拠なき夢物語ではだめであろうというふうに私は考えている立場でありますので、この請願第15号と22号については、泊原発を特定して再稼働断念でありますとか、再稼働反対という書き方になっておりますので、この部分については私は採択しかねる、不採択の立場であります。

○七夕委員

請願第15号、22号ともに我々拓進会としては、この請願に対しまして採択の立場で発言してきたわけですが、今回も変わらず同じ意見でございます。

○平賀委員

一応、要請も出させていただいておりますので、ちょっといろいろな議論があるなということを改めて思っているところでもあります。

基本的には現状では、泊原発稼働というのは難しいのだろうなという認識を持っているのと、以前もお話をしましたが大間原発については建設中止を求める動きを函館市もされているというような状況もあるので、基本的には採択の方向かなという認識を持っております。

○栗田副委員長

近藤委員の見解と同じなのですが、このほかにも、後ろのほうにも出てきますけれども、大体同じ内容なのではないかなと私は個人的に思うのですが、ちょっと文の書き方が違うので、根っこにあるものが基本的には僕は一緒なのではないかなという気がしております。

近藤委員から言われたように、原発のない社会にできれば一番いいのでしょうけれども、状況とやはりいい悪いは別にしても、原子力は今存在しているということなので、何度も言っていますけれども核

のごみの問題もありますので、それも全て含めて緩やかにこの方向であれば問題はないのでしょうかけれども、ちょっとこの部分については過激な部分が強いのので、私は継続をしてももう少し様子を見たいなと思います。

○佐々木委員長

それでは、請願第15号と22号につきましては、不採択、採択、また継続と意見が分かれておりますので、継続という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木委員長

次に、要請なのですが、これは同じ原発関係に関連があるもので、新しく要請が1件出ております。

脱原発と泊原発再稼働について、慎重な対応を求める意見書の提出要請です。

この案件につきましては、新規で出ておりますけれども皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○平賀委員

まず審査をしていただく前に申し上げたいのですが、これは我々の会派が出ささせていただきましたが、ちょっと状況が変わっているものがありますので、申しわけないですがその3行は除いて審査をしていただきたいと思います。

記の上の上から数えて5行目、下から5行目です。「また道内における」から「現状です」までの、この3行はちょっと現状に合っていない、今現在、稼働しておりませんので削除していただくというイメージで御審査をいただきましたと思います。

これがなくても意味は変わりませんので。

この部分は先ほどの請願等の若干違いもありますので御説明をさせていただきますが、やはり原発の是非については道民の合意が基本的にはなければいけないのだと思います。それは不安の解消ということだと思っておりまして、そのためには公聴会を行うなど、最大限にやはり配慮ということが必要で、道民に広く聞いて合意形成をちゃんと行うという過程が私は大事なのだと思います。

また、いつかは原発というのは比率をエネルギーとして頼る率を減らしていくのを含めて、限りなく

ゼロにしていくことを一つの目標に据えながら、新エネルギーの積極的な開発、あるいは早期の脱原発に向けての取り組みというのを予算で措置を進めていかなければならないのだということを、やはりそこは共通理解として持てるところだろうというふうに思います。100%できるかどうかは別としての話です。

それから、北海道電力と北海道はいろいろ協議をしていますけれども、こういった状況を解決するためにやはり行政と北海道電力だけでは難しいのだというふうに思います。

学校、研究機関、それこそ産学官が連携をして新しい事業スキームをつくっていったら、そこからまた雇用を生み出したり何なりするというチャンスをもたせられるというものも、もしかしたらあるかもしれません。

そういったことをやはり網走市議会としてしっかり求めていくことに私は意味があるというふうに思っています。今回、民主市民ネットとして要請をさせていただきましたので、ぜひ各委員の皆さんには御理解をいただいて、採択をいただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○佐々木委員長

皆さん、御意見いかがでしょうか。

○山田委員

私どもの拓進会のほうでもさまざまな請願、いわゆる原発を将来的になくしていく、そしてそういう過程を大事にして話し合いをして、最終的にはない社会をつくっていかうということは大事だと。

今回、出された中身については拓進会としては、当然、このようなやり方でやっていくことがいいということで採択という形をお願いします。

○近藤委員

先ほど私自身の見解をお話しさせていただきましたが、やはり大局的に目指すところは、これは原発のない社会だと、そこに行き着くプロセスがやはり大事であって、先ほどのようなすぐにとめろとか、全部やめろとかではだめで、やはりまず進めていくべきは脱原発依存だと、原発の依存度を徐々に減ら

していくという作業が必要で、それを具体的にやっていく行程というか、ロードマップがやはり重要なのだらうというふうに私は思っています。

先ほど議論にもありましたけれども、原発依存を徐々に減らしていく上では、その自然エネルギーの最大限の利用であるとか、省エネの推進であるとか、一方で原子力研究もさらに進みながら核廃棄物の処理の手法であるとか、廃炉にしていく技術というのにもさらに高めていかなければならないし、また一方で原発依存型経済に生きてきた地域の雇用とか経済をどうするかという課題もあります。

そういう点では具体的にこの課題をどう解決していくのかという工程表がまず重要なのだというふうに私は思っていますので、そういった政策、政府もきのう国会の議論なんかを見ていると電力の自由化に向けた発送電分離とか、法案提出を今後考えているという形で、その段階的に原発に依存しない社会をつくっていこうという方向で動き出していますので、この意見書については採択をするという方向で考えたいと思いますが、ちょっと2点ほど確認したいのですが、いいですか。

2段落目の去年の泊3号機の本格運転の部分で、事実上、道民の意思を無視するような形でという文言が入っているのですが、これは多分提出者の方の主観であろうというふうに思うので、できればこれをとっていただくことはできないかという質問と、あともう一つ、4段落目の敷地内にある11本の断層のうち3本に活断層の可能性があると判明した以上、それは必要不可欠という「それ」というのは、これは代名詞なのですが具体的に何を指した「それ」なのか、道民意思を聞けという、聞くことが必要不可欠という意味で解釈していいのかというのをちょっと確認させていただきたいのですが。

○平賀委員

まず1点目ですけれども、近藤委員が恐らく行っているのは「事実上」から「形で」までを削除したら意味も変わらず、スムーズになるのではないかといいことだと思いますが、そこは特にこだわるところではないのだというふうに思います。

それから、次の「それ」ですけれども、ここは基

本的には御指摘のとおりだと思います。こういった状況がありますので、そこは必要不可欠という意味です。

○近藤委員

はい、わかりました。

○佐々木委員長

それでは、そこは意見書案の中で整理することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○栗田副委員長

先ほど申し上げたのですが、同じことを僕は言っているぐらいにしか捉えられないので、認識不足なので。確かに柔らかい言い方をしていますけれども、我々市議会の会派のほうからという形で上がってきたものですから、もうちょっとしっかりとした思いというものを確認したいのです。これをどうして今、この時期に、こういう形で上げなくてはいけないのかというのを、せっかく皆さん議員もいらっしゃるので、誰か代表してその思いをしっかりと聞きたいと思います。

○平賀委員

先ほど若干、説明させていただきましたので、ダブる部分も出てくると思いますが、やはりまずは原発、先ほど近藤委員もありましたけれども、まず皆さんで共通して持てるのは原発に対する依存度を下げていこうということなのですけれども、それがまず必要ですので、きちっと声を上げていかなければいけないよということがまず一つあると思います。

もうちょっとやはり泊原発の再稼働について、まだ解決されていない懸念がある、それはこの文中にも書いてあります敷地内に11本断層があって、そのうちに3本の活断層の可能性があるということが判明したと、これは科学的な事実としてあるわけです。

こういった事実がある以上、そこに対する不安の解消、あるいはそこを解消した上で道民の皆さんに納得をしていただくというプロセスが必要不可欠だと思います。

そこをやはり省かれるような形になるとよくないということが、やはりその共通の理解としてあると

同時に、万が一、そのプロセスをはしょって再稼働してしまうときに事故が起きてしまったら、これは網走を含めて道内全域に大きな問題になるのではないかと。

ですから、その懸念されるプロセスは100%全部を排除するのは難しいかもしれませんが、最大限、現在の科学技術や人類が思っている知識を導入して解決できるものは解決する、不安をなくせるものはなくすという取り組みをやはりするという事私は大事だと思っていますし、うちの民主市民ネットの会派もそこは共通の見解として持っていることだというふうに思っています。

それで今回、改めてこういった意見書を市議会として出して行って、きちんと網走市議会で周知をしていくということが重要であるということを考えましたので、こういう形で要請をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○栗田副委員長

すごく願意というか、見解はわかるのですが、つまり90何%、安全な状態にならないと泊の稼働は認めないという前提の意見書になるのでしょうか。

○平賀委員

稼働が現時点でできるかどうかの判断をここでしようとは思いません。稼働ができるかどうかの判断を、できる場所を道民に対してつくってくださいということを求めていますから、稼働の是非についてのことをここで申し上げているつもりは現状はありません。

○栗田副委員長

つまり、だから安全性を担保されれば再稼働もやぶさかではないという捉え方でよろしいでしょうか。

○平賀委員

そこは道民の合意が得られるかどうかと思いますので、そこは我々が判断するところではないのかなというふうに、今現時点で思っています。それは先々、栗田委員の言うような判断をするときがもしかしたら来るのかもしれない。今の時点ではまだその判断に行き着くような状態にはなっていないだろうというのが私の認識でございます。

○栗田副委員長

何度も請願をいろいろこういう形で上がってきていると私は申し上げていますがけれども、まず一つは電気代に転嫁される部分、北海道というのは広大な面積がありながら、送電線網を張りめぐらせているわけですが、それは十分な状況、もちろん容量も含めて、ですから当市においても太陽光発電については今、現状としては2カ所以上はもう無理だという状況があります。

だから、そういうものが全て整備されない限り、僕はやはり今のところ泊を再稼働するのがベストな選択ではないかなというふうに個人的に考えています。

現状で稼働していなくても大丈夫だよというものの考え方が多分、これは一般の方も報道も含めてされていると思います。マックス、今、非常に危険な状況で火力発電の稼働しているような現況ということも聞いています。

そんなことをいろいろ考えたときに、言っている意味は非常にわかりますし、もちろんだと思うのですが、「ううん」という部分がちょっと頭をかしげたくなるような部分があるのも事実です。

ですから、そういうことを考えると。

○近藤委員

栗田委員のおっしゃりたいことすごくわかります、今までの議論を聞かせていただいて今回の意見書案については、動かすなというのは書いていないと思うのです。動かすに当たっては、道民の意見を聞く場所をつくってくださいねという書き方で、僕はそれは必要なプロセスなのだと思うのです。

その栗田委員が御懸念されているように動かさなかったら火力発電にも負担がかかって、もしほかの手法にしたら電気代にも転嫁されて、その御心配はまさにその通りなのですがけれども、その部分までを網羅している意見書というのではないので、ここは一つ。

○栗田副委員長

先ほどちょっと言い忘れたのですが、泊近郊、私の友人も昔はやっていたし、今は大変な状況ですよ。やはり仕事がないです。交付金は交付金で今、

入っていますから、自治体自体の運営はできているのでしょけれども、要は泊の地域というのは、それも全て受け入れるという前提でいろいろな政策を打ってきたのです。

その現状があつて、その中で初めて成り立っている村であることは事実なのです。

だから、そういう町がもしかすると稼働しない、ではその手当てもどうするのだと、そういうこともやはり我々は考えていかななくては、そういう人たちの雇用も当然ありますし、生活もありますし、ですから幌延の問題も報道されていましたが、今非常に揺れている状態でやられているというのがございます。

その辺も心配するのですが、近藤委員のその道民の部分という部分を最大限尊重して採択でいいではないでしょうか。

○佐々木委員長

それでは、皆さんから御意見が出たと思いますので、この要請に関しましては、脱原発と泊原発再稼働について慎重な対応を求める意見書につきましては、全会一致をもって採択をいたしたいと思います。

意見書案につきましては、後ほど皆さんにお示しをして審査いたしたいのでよろしくお願いいたします。

次に、請願第21号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願について皆さんから御意見を伺いたいと思います。

○山田委員

この請願については、昨年9月12日に付託されているのですが、その後、10月15日に北海道最低賃金は719円となりました。それで、生活保護費との乖離については、約3円程度に圧縮されたわけです。

恐らく今後、今の政府の体制状況、経済活性をしようという方法も盛り込まれておりまして、賃金は上昇する傾向にはあると思います。

今回、出ていますけれども、さらに幅が縮小されて多分、逆転するだろうというふうに思われますので、とりあえず現状に合わない請願であるので、もう一度考え直していただくか、あるいは継続という

形でやらせていただきたいというふうに思います。

○佐々木委員長

現状に合わないので継続という意味ですか。

○山田委員

現状に合わせないので継続でも、何でも、取り下げでもよろしいです。

継続で。

○平賀委員

これが出された6月の時点では719円になるということが決まっていなかった状態のときに出されてきました。少しでもこの乖離が埋まるように、できれば17円アップが必要だということを訴えた当時の請願なのだという認識を持っています。

現在はその乖離は3円ということです。今、おっしゃられたように生活保護見直し云々の話があつて、そこはどうなるかということがちょっとまだ見通せない部分がありますが、基本的には3円とはいえ乖離があるという状況に変化はないのだと思います。

確かに、17円から3円になったということは大きな圧縮なのですが、それでもまだ3円あるという事実は変わりませんので、請願の願意はまだ生きていると私は判断しますので、これは採択でお願いしたいと思います。

○近藤委員

これもたびたび委員会のたびに議論させていただいているのですが、総論としては、確かに最低賃金が上がったほうが暮らしやすいというのは誰でも想定できるのですが、ではその網走の地域経済の現状を考えたときに、各事業者さんが最低賃金を上げてどこまで対応できるのかというのはきちんと見きわめなければならない。

実際に、705円から719円になったことですから、事業者さんの間では大変だという御意見もあるのも事実であります。

そういうことを考えると、この意見書については思いとしてはわかりますけれども、なかなかその網走の地域経済の現状を考えると現実的ではないのかなというふうに考えております。

当然この先、経済状況が変わっていく可能性があ

りますので、継続で状況を見きわめていきたいというふうに考えております。

○栗田副委員長

これは大きく私は以前は最低賃金というのは低く抑えるべきだという感覚だったのですが、近年ずつと状況を見させていただいたときに、ここで言われていることも十分理解してもっと上げるべきだというふうに考えています。

その方向は本当に間違いはないのですが、先ほど山田委員から言われたように現状にマッチしない請願をいつまでも審査していてもしょうがないので、継続というよりも僕はこれは一度、戻してしっかりとした今の形の中で再審査をしていただければなどというふうに思います。

確かに最低賃金を上げることはいいのですが、最低賃金というのは縛りがありますので、高校生のアルバイトもそういう賃金を出さなくてはいけないのです。ろくに仕事ができない人についても上げなくてはいけないという、本当に使う立場にするとどうしようもない状況もあるのですね、現実的には。

だから、それも含めて労賃というのは、その人の能力に対して出すべきだと思っているので、それも考えた上で、なおかつ今の現況を見て働いているパートからいろいろなアルバイトの方々を見ている限り、生活に困窮している実情も本当にあるのだと思うのです。だから、そういう意味ではやはりもう少し何とかしてあげられないかと。

企業努力で必ず僕はこの賃金の部分は解決できると、まだまだ企業の中にいろいろな無駄な経費の削減ができるはずなので、賃金を上げることに关しての意味というのはすごく幅広いのですが、合わないものをいつまでも審査することには僕は採択できないと。

○佐々木委員長

請願第21号につきまして、皆さんから御意見を伺いましたが、これにつきまして継続、不採択等意見が分かれておりますので、これは継続という声もありましたので継続にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、先ほどの要請につきまして原本をこれから皆さんにお配りしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○佐々木委員長

今、皆さんに文面をお配りしましたがけれども、先ほど近藤委員から指摘された部分と平賀委員から3行削ってほしいという部分と、それで文面を新しくつくりましたので、御一読いただきたいと思いますが、まず文面の中で上から本文の6行目、「このような状況の中、一昨年8月17日の泊3号機本格運転は道民と道議会各会派の強い反対にもかかわらず行われました」と、先ほど言ったところを削除いたしました。

それから、その下の部分で「また、道内における発電量においては」から「現状です」の3行を削除いたしました。文面については皆さんよろしいでしょうか。

○近藤委員

大事な意見書なので、細かい部分を協議させていただいたのですけれども、先ほどとっていただいた部分もあるのですが、2段落目、道民と道議会各会派の強い反対」、というのもこれは出される方の主観なのか、反対の声はいろいろあったのではないかなと僕は認識しているのですが、そのあたり平賀委員はこの「強い」は。

○佐々木委員長

「強い」を削るのですか。

○近藤委員

はい、反対があったのは事実でございますので。

○佐々木委員長

では、「道民と道議会各会派の強い」というところの「強い」を削除するということで。

そのほかどうでしょうか、この文案でよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

特になければ、この文案で、この意見書案を委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することで決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木委員長

それでは、上程させていただきます。

次に、農政課より卯原内ダム用水路漏水事故の経過報告については報告書を上程しておりますので、その前にそのほかの案件ございましたら。よろしいですか。

先に報告を受けてからでよろしいですか。では報告を先にお願いたします。

○川合農政課長

2月22日に開催されました、経済建設委員会におきまして報告いたしました、卯原内ダム平和第一幹線用水路の事故につきまして、その後の状況を報告させていただきます。

2月20日、農業者からの通報を受けまして、平和ファームpondの水位低下を確認したところから漏水の可能性が高いと判断をいたしました。

平和第一幹線用水路全域の検査を行いまして、字卯原内と字平和の境界付近を初め、3カ所で目視による湧水の発生を確認しました。

その3カ所の地点で漏水探知機によりまして三度の測定を行いましたが、漏水の探知はできませんでした。

このため、現在も水位低下原因を含めて調査中でありまして、網走開発建設部の技術協力を得ながら調査をさらに進めていく考えであります。

なお現在、平和のファームpondの水位は回復してきておりまして、受益農家の14戸につきましては支障なく水利用ができております。

以上、平和第一幹線用水路の現在の状況につきまして御報告いたします。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから、何か質問等ございますか。

○平賀委員

なかなか原因が特定できない、多分、原因は季節

的な問題も大きいのかなというふうに思うのですけれども、現状の認識としてはその春を待たないとなかなか原因が発見できないだろうぐらいの今は認識でいらっしゃるのでしょうか。

○川合農政課長

まだ漏水という判断も捨て切れないところですから、すぐにまた幹線と支線の道路の踏査調査を実施する予定でございます。

○佐々木委員長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、経済部、観光部、水産港湾部関係の所管につきましては、以上で審査を終了いたします。

その他の案件は。

○平賀委員

いろいろ御苦労される中で、いろいろ案件がある中で何うのですけれども、きのう総務文教委員会の中で今回の風雪の被害の報告があったのですけれども、その中で農業被害も一部含まれておりました。

改めて、経済建設委員会の中でもほかにももしかしたらあるかもしれません、報告するものがあればお教えいただきたいのですけれども。

○川合農政課長

きのうまでのまとめであります、J Aオホーツク網走等調査の報告をいただきまして、農業被害のほうですが農家戸数でいきますと82件、そのうち被害物件数としましては91件、ビニールハウスの被害が72件、うち全壊が7件、そのほかに倉庫等の建物被害が18件、また防風ネットが破れたというのが1件という報告を受けております。

以上でございます。

○酒井港湾課長

港湾課の被害につきましては、市営の2号上屋に壁面の損傷がございまして、壁面のタイル、大きなタイルなのですけれども、これが4枚取れているというような状況がございました。

以上でございます。

○平賀委員

改めてすごい大きな被害だったかなと思いました。

いろいろ対策を含めてされることもあるのかなと

と思いますが、1件すごく気になることがありまして、今回、被害に直接ではないですけれども、実は雪が多いことによって融雪剤の不足が物すごい深刻だというふうに聞いていたのです。

管内的に、たしかこの風雪の前でも最大で1万8,000トンぐらい融雪剤が足りないのだという状況があつて非常に困っているというのを伺っていたのですが、今回の雪でさらにそれは深刻化しているのかなというふうに思うのですけれども、この辺はどのように認識されているのでしょうか。

○川合農政課長

今回の雪で吹きだまり等があつたということでありますので、畑のところでも吹きだまりの多い箇所もあるかと思います。

その中で、融雪剤が不足しているということも私も聞いておりますので、そちら融雪剤の不足ということがあるのであれば、農協とも協議しながら今後の対応は考えていきたいなと思います。

○平賀委員

結構深刻な話だというふうに実は伺っています。

従前から注文されていた農家さんはある程度、確保されているようなのですけれども、おくれた方については入荷が全然めどを立たなくて、代替品で何とかならないかだとか含めて、かなり困られているという状況を実は聞いているのです。

それはまず農政のほうでは把握されていなかったですね。

○川合農政課長

そこまで融雪剤の不足ということまでは、僕の時点では聞いておりませんでした。

○平賀委員

どうやらそういう状況があるようですので、ひとつこの辺、調査をいただいて必要な対策を、どうしてもこれをやらないとなかなか難しいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それは恐らく去年、土壌が凍結する前に雪が降つたということの影響だとかもあつて、かなりの影響とかあるだろうということも農家は予測されているみたいなのです。そこに融雪剤がないとなると、本当に心配になっていくことが結構ありますので、ぜ

ひその点の取り組みを改めてお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

よろしくお願いいたします。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは以上で、経済部、観光部、水産港湾部所管分について審査を終了させていただきます。

理事者入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前11時32分休憩

午前11時37分再開

○佐々木委員長

再開いたします。

議案第21号平成24年度網走市一般会計補正予算中、建設部所管分について、そしてその補正予算につきましての繰越明許費についての説明をあわせていただいて審査をしたいと思いますので、まず説明をお願いいたします。

まず、土木費関係です。

○石川都市開発課長

それでは別冊の議案資料10号の36ページでございます。

平成24年度網走市一般会計補正予算のうち、道路橋梁新設改良費7件について御説明いたします。

7件全て、国の緊急経済対策に伴う経費の追加補正にあわせまして、事業の完了が見込めないものであり、補正事業費の翌年度に繰り越すものでございます。

初めに、道路ストック総点検事業であります。

本事業は、次のページの位置図に示しております11路線の市道につきまして、路面や歩道橋、擁壁などの構造物、それから照明などの附属物の老朽化や損傷状況を点検実施するものであります。

補正額は委託料1,090万円、財源は国庫補助金654万円、一般財源436万円であります。

歳入繰越の内訳については、記載のとおりでございます。

次に、38ページでございますが、嘉多山中央線補

修事業であります。

本事業は、次のページの位置図に示しております
嘉多山中央線の舗装補修を実施するものであります。

補正額は、工事費4,500万円、財源は国庫補助金2,700万円、市債1,800万円であります。

歳入繰越の内訳については記載のとおりでございます。

次に、40ページになります。昭和呼人線補修事業であります。

本事業は、位置図に示します昭和呼人線の補修事業を実施するものであります。

補正額は工事費3,000万円、財源は国庫補助金1,800万円、市債1,200万円であります。

歳入繰越の内訳については、記載のとおりでございます。

次に、42ページでありますが、山里浜小清水線補修事業であります。

本事業は、山里浜小清水線の舗装補修を実施するものであります。

補正額は工事費3,000万円、財源は国庫補助金1,800万円、市債1,200万円であります。

歳入繰越の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、44ページでありますが、呼人東藻琴線補修事業であります。

本事業は、呼人東藻琴線の舗装補修を実施するものであります。

補正額は工事費4,500万円、財源は国庫補助金2,700万円、市債1,800万円であります。

歳入繰り越しの内訳は、記載のとおりでございます。

次、46ページの潮見団地線歩道整備事業であります。

本事業は、次のページの位置図に示しております
市内の潮見地区、潮見小学校通学路の歩道整備事業でありまして、平成21年度からの継続事業であります。

補正額は工事費8,000万円で、補正前の額5,500万円に対しまして、補正後の額が1億3,500万円であり

ます。

財源は、国庫補助金4,800万円、市債が3,200万円
であります。

歳入繰り越しの内訳につきましては、記載のとおり
であります。

次に48ページ、中央橋耐震補強等事業であります。

本事業は、市道中大通線中央橋の耐震補強及び修繕
を実施する事業でございます。

補正額は委託料800万円、工事費7,400万円、合計8,200万円でありまして、財源は国庫補助金4,920万円、
市債3,280万円であります。

歳入繰り越しの内訳は、記載のとおりでございます。

道路橋梁新設改良につきましては以上でございます。

○佐々木委員長

次に、建築課所管分について。

○松浦建築課長

続きまして、建築課関連3件を説明したいと思
います。

補正予算の概要の52ページをお開き願います。

まず、住宅管理費、市営住宅維持修繕事業に関
して御説明いたします。

補正の理由につきましては、これまで事業主体が
単独で行ってきました公営住宅家賃減免制度が、社
会資本整備総合交付金の対象事業として認められ、
本年度も交付金の追加配分をされたことによる歳入
財源の補正であります。

補正の額としましては、国庫支出金としまして1,134万1,000円を増額、増額分を繰入金から減額する
ものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。市営
住宅建設費の市営住宅エレベーター整備事業の歳入
歳出補正予算と明許費設定の関係でございます。

理由としましては、国の緊急経済対策に伴いま
して、平成25年度に実施予定でありました、市営住宅
エレベーター設置事業の経費を追加補正するもので
ありまして、平成24年度中に事業完了が見込めない
ことから、事業費の全額を25年度へ繰り越すもので
ございます。

補正額としましては、国庫支出金としまして1,350万円、市債として1,650万円、合計が3,000万円を計上し、同額を支出するものであります。

続きまして、54ページでございます。市営住宅長寿命化修繕事業の歳入歳出予算と繰越明許費の設定の関係でございます。

先ほどと同じく、国の緊急経済対策に伴いまして、平成25年度に実施予定でありました駒場南8丁目地区市営住宅の防水工事外の経費の追加を補正するものであります。

年度内の事業の完了が見込めないことから、全額を平成25年度へ繰り越すものでございます。

補正額としまして、歳入として国庫支出金850万円、市費として850万円、合計1,700万円としまして歳出予算として補正しようとするものであります。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質疑等ございますか。

○平賀委員

この資料10号の9ページについて伺いたいのですが、先ほども経済部のところで聞いたのですが、3次行革の中で想定されていたものと、いなかったものがあるのだと思います。1番から17番までの間、これはそれぞれどれなのか教えていただきたいと。3次行革で先ほど想定されていなかったものについて三つほどあるのだと経済部であったのですけれども、建設部としてはどうでしょうか。

○佐藤建設部長

道路補修の事業につきましては、通常、毎年行っております舗装のオーバーレーンということで、これは通常の管理、道路維持補修の中でやってございまして、行革に見込んでいる事業ではございません。

住宅関係につきましても、一応、機能の向上ということと、修繕、維持管理事業ということで、これも3次行革として見込んでいる事業ではございません。

○佐々木委員長

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

○佐々木委員長

再開いたします。

○佐藤建設部長

済みません、ちょっと訂正をさせていただきます。

舗装の通年事業につきましては、所管が土木管理課ということで、維持管理事業の中で行っているということで、そういった意味では行革の中に管理事業というのは入っておりませんで、そういった意味では見込んでいるということであります。

今回、都市開発課のほうで今、工事として発注するということですが、トータルとしては見込まれていた事業ということになると思います。

それと、市営住宅の関係の個別に補修の部分とエレベーターの設置ということの機能向上ですが、これも大きな事業で言いますと市営住宅の長寿命化計画事業ということになりますので、これもそういった意味でいうと行革の中で計上されてきたという事業ということになります。済みません、訂正をさせていただきました。

○平賀委員

わかりました。そこをちょっと認識しておきたかったのでわかりました。

それでもう1点確認ですが、その経済を含んでいるというふうになるかもしれませんが、元気交付金の対象が思ったより細かった、21億円でなくて5億円しかもらえなかった。例えばですよ、ないと思いますけれども。そういう場合に市債が思った以上にふえてしまうので、この事業ができなくなるという可能性は現実にあるのかなのかを伺いたいと思います。

○大澤副市長

これまでもいろいろ元気交付金のことににつきましては議論しましたが、今回、例えば道路の維持補修関係で補正を上げさせていただいたというのは、これは単独でやらなければならない事業なのです。

したがって、これは国のほうでももらわないで市が単独でやるという事業でありますけれども、このたびの経済対策で記載しているような国の補助金も得

られると、それから起債に対しては50%の交付税もあると、非常に有利な制度が示されたので、私どもとしてはこの事業を受け入れをしたというところまでございまして、この事業に元金交付金を充てるという考え方は、元金交付金をどう使うかというのは、これからの話だと何回も申し上げておりますので、この事業に充てるということは、今のところは考えていないと。

○平賀委員

よく整理させていただきました。

それでは個別なところを聞きますが、公営住宅の関係です。エレベーターなのですけれども、どこに何カ所つけていくのか、例えば1棟に何カ所つけるのか、いろいろな箇所につけるとか、いろいろだと思えます。その点、お願いします。

○松浦建築課長

エレベーターの設置につきましては、つくしヶ丘6丁目9番1号棟4階建ての48戸がありますが、そこに1基設置する予定です。

○平賀委員

そこに1基設置するということでわかりましたが、そこに設置する1基の場所として選んだ選定理由を教えてください。

○松浦建築課長

この建物も先ほど説明させていただきましたが、48戸と大きい建物で建設してございます。

配置計画の中でも階段、その他設置するときに、将来エレベーターが設置できるような形の中で、階段室の中でエレベーターの設置スペースを設けてありまして、それにより設置するという形でございます。

○佐々木委員長

そのほか、質問等ございますか。

○近藤委員

経済部と同じように、国の緊急経済対策を使って道路補修、市営住宅の長寿命化等々に取り組むということで、使う期間が定められておりますので、スピード感を持ってきちんとやっていただきたいということと、あとは道路ストック総点検事業というのが上げられておりますが、これは多分、山梨県笹

子トンネルの事故を受けて朽ち果てていくインフラ改革ということで受け取っていいものだと思うのですが、今回、対象になっている11カ所、これは今まで市がここを点検してみたいなと思っていた全ての場所なのか、それとも本来はまだあるのだけれども、とりあえず今回は金額の制約もあるので11カ所にしたという考えなのか、どういう形でこの対象箇所が選定されたのか教えていただきたいと思います。

○石川都市開発課長

今回の選定ということでありますけれども、本来であれば、全ての市道、それから構造物を点検する必要があるというような認識を持っておりますが、今回は特にそのうち幹線道路を優先的に11路線をやりまして、今回の経済対策でまずは取り組むという考え方でございます。

○近藤委員

今回は国の経済対策もあって、その財源的に有利な形できるのですが、今後、可能性としては市単独でもこういうストック点検をやらない、やらなければいけない局面が想定されているということですか。

○石川都市開発課長

先ほども申し上げましたけれども、やるということは全ての市道についてやらなければいけないと考えておりますので、今回、ピックアップしました11路線につきましては幹線道路ということもありますが、例えば大規模な構造物があるところについては網羅されているという考え方でございますので、残った道路につきましては通常の路面とか、のり面関係ですとかという形の点検になるかと思っておりますので、今後、独自に直営のパトロール含めまして点検を進めていきたいと考えております。

○近藤委員

市民の皆さんの安心、安全に直結する事業ですし、そのインフラが経年劣化してどんどん朽ち果てていくというようなことで、網走に限ったということではなくて、日本全国の課題でありますので、市独自で今後取り組んでいく必要もあるとは思いますが、国に対して今後、将来的には支援を求めていくということも必要だろうというふうに思っています。

○山田委員

道路ストック点検事業についてお聞きします。

今回、国の緊急対策というのはいいのですが、その中で位置図が示されているのですが、A、B、C、D、Eと書いてありまして、その中に調査の区分が書いてあるのです。

そこで、このEの路面性状調査というのがあるのですが、その箇所については道路補修をするようなことになったのだらうと、次のページ以降になりますけれども、この点検の内容なのですから、道路を補修した後に点検するのか、その前に調査をして補修をしていくのかというのがわからなかったのです。

○石川都市開発課長

路面の補修の考え方でございますけれども、このストック点検事業のほかに今回、路面の補修事業ということで何カ所か計上させていただいておりますけれども、それらの箇所につきましては大まかに補修をするという設定をしております、細かくは特にここからここまでとか、何メートル、何十何メートルというところまでは、ストック事業のほうで機械を使った調査をしまして、それを受けて補修事業のほうで補修をする。

ですから、点検については補修をする前に点検をするという考え方でございます。

○山田委員

そういうことの流れとしてはそうだなというふうに思うのですが、ただ、この金額の工事の請負金額、大筋は出ていると思いますので、大体は想像してやられている、大体は想像していると。最終的には総点検をして、この工事費が多くなったり、少なくなったりしているのかなというふうに思うのですが、そのような形でしょうか。

○石川都市開発課長

そのとおりでありまして、現在、補修費、補修事業につきましては、大まかに区間設定をしております、大体、1事業につきまして1キロから2キロぐらいの範囲で補修事業を実施するという計画になったのですが、例えば、そのうち全車線が必要なところですか、片側車線、それから同じ区間

の中でも余り傷んでいないところ、補修の必要がないところ、そういう細かいところまでについてはストック調査の中で点検をしまして、変更なり追加なりに対応して補修事業を実施していくという中身になります。

○山田委員

今の説明でわかりましたので、よろしくお願いします。

○佐々木委員長

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号中、建設部所管分につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

ここで、休憩をとりまして、午後1時に再開したいと思います。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○佐々木委員長

委員会を再開いたします。

議案第24号平成24年度網走市公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

当補正予算に係る繰越明許費、また債務負担行為補正についてもあわせて説明をいただき、審査に入りたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

○伊藤下水道課長

議案第24号平成24年度網走市公共下水道特別会計補正予算。

議案書で別冊となっております、資料10号、補正予算の概要55ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、公共下水道事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定につきまして御説明申し上げます。

補正の理由及び内容につきましては、国の緊急経済対策に伴い、平成25年度に実施する予定でありま

した公共下水道事業を行うため、平成24年度の経費を追加補正するもので、また平成24年度中の事業完了が見込めないことから、事業費の全額を平成25年度へ繰り越しするものです。

補正額は、歳入予算としまして国庫補助金として8,650万円、市債として7,350万円、合計1億6,000万円として増額を歳出予算として補正するものです。

工事の内容ですが、2件の工事となります。

1、網走市公共下水道スラッジセンター電気設備更新工事、1億3,000万円。

当該工事は、25年経過し、交換備品の製造もなく、経年劣化しているため更新いたします。耐用年数は一般的に10年から15年のものがございます。

2番目、網走市公共下水道新町ポンプ場除塵機更新工事、3,000万円。

当該工事は、25年経過し、かつ交換備品の製造もなく、経年劣化が著しく更新します。耐用年数は15年となっております。

続きまして、資料10号の2ページをごらん願います。

債務負担行為の補正、上から3段目、公共下水道特別会計の欄でございます。

補正予算の目的は、平成25年4月1日から履行開始が予定される土地賃貸借契約など、平成24年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為を追加補正するものであります。

内容についての事項、期間、限度額につきましては、土地賃貸借契約9,000円、複写機リース契約23万4,000円、下水道使用料徴収事務負担金4,498万9,000円、合計4,523万2,000円の契約について設定を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第24号に関しましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第26号平成24年度網走市簡易水道特別

会計補正予算につきまして、この件につきましては債務負担行為の補正もあわせて説明をいただきたいと思います。

○佐々木施設課長

平成24年度網走市簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして、議案第26号第1表、債務負担行為の補正にて御説明いたします。

議案資料につきましては、資料10号、2ページをごらん願います。

補正の目的につきましては、平成25年4月1日から履行開始が予定されております3件の事項につきまして、平成24年度中に契約、または負担金協定締結の事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

次に内容でございますが、債務負担行為の設定をしようとする事項、期間、限度額は水道施設用地にかかる土地使用貸借契約のほか、第1表の記載のとおりでございます。総額317万8,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ないようですので、議案第26号に関しましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第28号平成24年度網走市個別排水処理施設整備特別会計予算について説明をお願いいたします。

この件に関しましては、債務負担行為の補正も入っておりますので、あわせて説明をお願いいたします。

○伊藤下水道課長

議案第28号平成24年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算につきまして説明させていただきます。

議案資料の別冊にあります資料10号の2ページをごらん願います。

3、負担行為の補正、表の下から2段目にございます、個別排水処理施設整備特別会計をごらん願います。

補正の予算の目的は、平成25年4月1日から履行が開始が予定される使用料徴収事務負担金契約を平成24年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為を補正するものでございます。

内容につきましては、個別排水処理施設基本料徴収事務負担金、限度額22万4,000円。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第28号に関しましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第30号平成24年度網走市水道事業会計補正予算についての説明をお願いいたします。

○山崎営業課長

それでは、議案第30号平成24年度網走市水道事業会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料54ページ、資料11号をごらんいただきたいと思います。

補正の目的は、平成25年4月1日から履行開始が予定される事項につきましては、平成24年度中に契約が必要となりますので、債務負担行為の補正を行うとするものでございます。

次に内容でございますが、債務負担行為の設定をしようとする事項、期間、限度額は、電算処理システム賃貸借、保守契約のほか、記載のとおりでございます。総額357万1,000円の契約について設定を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第30号を全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第37号網走市市営住宅管理条例の一部

を改正する条例制定についてを議題といたします。

○松浦建築課長

それでは、議案第37号について説明させていただきます。

議案資料の64ページ、資料18号ですけれども、まず改正の理由でございますが、地域主権一括法に伴いまして、自治体の自主性を強化して自由度の確保を図ったものに統一の義務づけだとかをなくしまして、枠づけの見直しで自治体に任せるといような形の趣旨から、公営住宅に関しましては入居者資格要件が改正された点と入居収入基準額について上限が廃止されたということが大きな理由になっております。

本市としましては、平成24年3月議会におきまして、同居要件につきましては、従来のとおり同居親族要件とし、高齢者や障がいをお持ちの方、特に居住の安定を図る必要がある方について単身入居を認めるということで条例を改正したところです。

今回の条例の改正につきましては、条例改正の1年間の経過措置があった中で、整備基準と入居資格を定めようとしているものでございます。

内容につきまして、まず整備基準でございますが、新たに追加するものでございます。国が示します参酌基準を参考に条例による規定を整備するもので、ここにあります1から5の内容を示す内容で、具体的には良好な住環境と建設費の縮減、住宅敷地の安全性と日常生活の利便性、住棟等の良好な住環境の確保、それから住宅の各種性能、さらに住宅面積の25平米以上を確保するということが主な理由になっております。

入居基準につきましては、裁量階層、本来階層の上限額が25万9,000円となっております。それから、改良住宅については15万8,000円と金額が上がっているということなので、間口を広げる、緩和しているということになっています。

本来階層の参酌基準につきましては、改正前の金額と同額であります。

公営住宅にありましては15万8,000円、改良住宅にあつては11万4,000円とするものでした。

本市におきましては、収入基準の緩和が応募倍率

の極端な上昇を招くのではないかということから、現行の収入基準を継続するという考えにありまして、裁量階層の上限額を21万4,000円、改良住宅にあっては11万4,000円、本来階層の上限額15万8,000円、改良住宅にあっては13万9,000円とするものでございます。

それから、同居承認基準につきましても、条例で廃止された規定を条例に追加するものでございます。

暴力団の排除規定を整備というもので設けました。

市営住宅からの暴力団員の排除について推進してまいりましたが、現行条例は入居者、または同居者が暴力団員であることが判明した場合は、明け渡し勧告後に明け渡し請求をできるということに現時点ではなっておりますけれども、今回、勧告の事務手続きを省きまして、引き渡しを請求することができるということに整備するものでございます。

それから、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

詳しくは、66ページ以降の新旧対照表のとおりであります。

以上です。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

○平賀委員

64ページの予算のほう、裁量階層世帯なのですけども、①の表現を確認させてください。

身体障がい者1級から4級、精神障がい者1級から2級、これですとしくりくるのですけれども、知的障がいのところの精神障がい者1、2級相当というのはちょっと、何でこういう表現になのかなというところがちょっとわからないのですけれども、ここを説明いただけますか。

○松浦建築課長

これはですね、手帳の中にそういうような表記をされているというふうに聞いております。

○平賀委員

であれば、そうではないのです。知的障がいの方はA判定とかB判定という表記になっていて、1級、

2級ではないのです。それでなぜこういう表現なのかなというふうに思うのですが、そこはどうでしょうか。

年金をいただくということを考えると1級とか2級という言い方をするのです。ですから、もしかすると年金をいただいている、いただいていないということを経営に盛り込んでいるのかなと思ったのですが、ちょっとそこで現在、表現が変わってくると考えているのですが、その辺どのようなものでしょうか。

○佐藤建設部長

ちょっと詳細についてわかりかねますので、ちょっと調べて再度、お答えさせていただきます。

○平賀委員

これは条例に裁量階層世帯は記載されるものではないと、これは細則で定められるものですか。

○松浦建築課長

本来階層、裁量階層という表記の中で出てきましたので、その中には。

○平賀委員

それは条例を改正することに対して即影響があるものではないとわかりましたので、今の答弁のとおり、後ほど確認をしていただいて、必要なものがあれば内部の規則を見直すだけでの話だと思いますので、その部分は確認をしていただきたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか質問はないですか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいですか。

では、議案第37号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたしたいと思います。

次に、議案第38号から43号までの6件は土木管理課所管になっておりますので、一括して説明を受けて審査に入りたいと思います。

○中村土木管理課長

初めに、議案第38号から第43号までの条例の一部改正及び制定につきまして、改正、制定のもととな

る趣旨が共通でございますので、先に説明をさせていただきます。

地域主権一括法の施行に伴い、関係法律の改正をされまして、これまで全国一律に定められた各公共施設の設置基準や構造の技術基準について、国の制令や省令の基準を参酌した上で、地方自治体がそれぞれの判断に基づき、基準を定めることとしたことから、該当する施設について条例により基準の設定を行うものでございます。

それでは初めに、網走市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案資料72ページ、資料の19号をごらん願います。

改正の趣旨でございますが、都市公園及び公園施設の設置基準について、既存条例に新たな項目を追加するものでございます。

改正の内容でございますが、資料の74ページに条例の新旧対照表を添付しておりますのでごらんいただきたいと存じます。

表の上に記載されておりますのが今回の改正案でございます。

第1章の2として、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準として、新たに章を追加するものです。

以下、第3条の2から5まで、都市公園の配置及び規模、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準等を定めるものです。

条文につきましては、議案資料に記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものです。

次に、網走市移動等円滑化のために必要な特別公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案資料77ページ、資料の20号をごらん願います。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の趣旨に基づき、特定公園施設へのバリアフリー化に対応した設置基準等を制定するため、当該条例の制定を行うものです。

条例の内容でございますが、第4条から第8条は

園路及び広場、屋根つき広場、休憩所等の幅員の基準を定めるものです。

第9条から10条は、便所及び水飲み場、手洗い場等を設ける基準を定めるものです。

第11条は標識及び掲示板を設ける基準等を定めるものです。

条文につきましては、議案資料記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものです。

次に、網走市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明をいたします。

議案資料79ページ、資料の21号をごらん願います。

初めに条例制定の趣旨でございますが、道路構造の技術的基準のうち、通行する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋梁等の基準を測定するため、当該条例の制定を行うものです。

条例の内容でございますが、第5条から第12条は車道、副道、路肩、停車帯等の幅員等の基準を定めるものです。

第13条から第32条は、堆雪幅、設計速度、縦断、横断等舗装、勾配等排水施設、交差等の速度及び傾斜面の基準を定めるものです。

第33条から第40条は、交通関連施設等の基準を定めるものです。

第43条から44条は専用道路の基準等を定めるものです。

条文につきましては、議案資料の記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものでございます。

次に、網走市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案資料81ページ、資料22号をごらん願います。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、いわゆるバリアフリー新法の趣旨に基づき、バリアフリー化に対応した道路の構造基準等を設定するため、当該条例の制定を行うものです。

条例の内容でございますが、第3条から第10条は

歩道等の幅員を定めるものです。

第11条から第16条までは、立体横断施設のエレベーター、傾斜路等の基準を定めるものです。

第17条から第34条は、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他施設の基準等を定めるものです。

条文につきましては、議案資料の記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日いたします。

次に、網走市道に設ける道路標識の寸法に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案資料83ページ、資料23号をごらん願います。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、市道に設ける案内標識、警戒標識、補助標識等の寸法の基準について、基準の制定を行うため、当該条例の制定を行うものでございます。

条例の内容でございますが、第3条は、案内標識及び警戒標識の寸法原則を定めるものです。

第4条は、市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例を定めるものです。

第5条から第7条までは、案内標識と文字等の大きさ及び縁等の太さの基準を定めるものです。

第8条の補助標識の寸法基準等を定めるものです。

条文につきましては、議案資料の記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものです。

次に、網走市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案資料の84ページ、資料24号をごらん願います。

初めに、条例の制定の趣旨でございますが、準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準について、基準の設定を行うため、当該条例の制定を行うものです。

条例の内容でございますが、第3条から第47条までは堤防、床どめ、堰、水門、樋門、橋、伏せ越しの構造等に技術的基準を定めるものです。

第48条から第50条までの条例の適用外となる事項等を定めております。

条文につきましては、議案資料の記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日とするものです。

説明につきましては以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございませんか。

○平賀委員

最初に、資料23号の道路標識について若干、お聞きしますけれども、市内にも危険箇所が結構あって、当然、把握されていると思うのですけれども、なかなか公安委員会の標識がつかないということもあります。

それで、その警戒標識だとか、そういったもので対応する部分も一部、多分あるのだと思うのですけれども、今回、条例が制定されることによって、そういったところが少しでもよくなればいいなという箇所があるのですけれども、実際にそういったことを今回の条例で定める中で考えられるのでしょうか。

○中村土木管理課長

今回の条例につきましては、寸法の基準の条例でございますので、規制標識等につきましては所管が公安委員会ということになっておりますので、それについては警察を通じて要請をしていくということは今もやっております。

それで、規制標識を代替にするというのはちょっと難しいという考えを持っております。

○平賀委員

特に警戒標識の活用なのかなと思ってはいるのですけれども、警戒標識を活用することでここには何か危険があるという表示をするというのは、法的には多分できるのだと思うのです。

実際にされている部分も全国的に見ると自分としてはあると思うのです。それはやはり、本来はおっしゃるとおり規制標識でやらなければならないのだけれども、なかなか予算だとか、いろいろなものと追いつかないので、人命にかかわるから警戒標

識でやっている。

今回は寸法とかを定めるのですから、この法でできるという話ではないのだというふうには理解しましたがけれども、ぜひ、この機会を捉えてせっかく条例が4月においてきたわけですから、その部分の課題解決に警戒標識の活用を積極的に検討するという考え方は私は持つべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中村土木管理課長

警戒標識をつけるということで交差点などで事故が起きた場合、どうしても道路管理者の責任等も入りますので、現実にとっちが優先ということも現実にありますので、その辺につきましてはドット線ですとか、そういう対応しておりますが、どっちが優先ということを決めるのは、どうしても公安委員会なので、その辺の連携をとりながら今後、事故の起さない方法を検討していきたいという考えです。

○平賀委員

今後どうなっていくか推移を見守っていきたいと思いますので、ぜひその部分は資本整備的な対応、私は必要な部分だと思いますので検討していただきたいと思います。

続けて、移動円滑化促進に関する法律にかかわって2本、条例が出てきていますので、その条例についてまとめて伺いたいと思います。

この法律案がもともと法律としては存在をしていた、法律で規定をされていたものが、市町村に基準の決定がおりてくるというので、法律そのものは今も残っているというふうに思いますけれども、これが出てきた背景というのは高齢者、障がい者の方々が移動に際してかなり制限を受けている方がいると、それはもともと移動しづらい環境にある方もいれば、公共交通の変化だとか、地方の経済状況の変化で移動に支障を来した方々が相当数ふえてきたので、こういう法律を整備して、その部分の特段配慮しようとする背景の中でできてきたものです。

当然、これに従って行政は市政を執行していくということになっているのですけれども、どのように今までこの法律について意識をされて、事業をされてきたのか。全部お答えくださいとは言いませんか

ら、基本的な考え方だけ伺いたいと思います。

○佐藤建設部長

円滑促進に関する法律に関して、いろいろな市道ですとか公園設備というのがあるのですけれども、これについては特定道路ということで、そういった指定区間でございます。

そういったところについて道路整備をするに当たってはそちらのほうの統一の形の道路というような考え方で事業を進めます。

○平賀委員

例えば、市道は市道の基準がもともとあって、それにさらに円滑化のための市道の構造に関する基準ともう一つあるというところで、特段の配慮が必要だからあるのだということを十分認識されているという部分だと思います。

この法律を進めていく議論の中で、やはりステークホルダーである、この法律の上でのステークホルダー、利害関係者である高齢者や障がい者の方の意見をきちんと聞く場所をつくろうということが、実は相当議論になったのです。

法律の中に明確にそれは明記をされていないのですが、そこは十分担保していこうということがあって、実際、この法律ができた後、ここの周辺でも開発局による調査事業が行われて、問題箇所が発見されて、修正がされてきたという経過があります。

例えば、ここではないですが別の町の道の駅でスロープがついているのですけれども、スロープの手前、丸い飾りがついているので、それが引っかかって車いすが上がれない、実際に使えないスロープがあるだとか、トイレの構造も障がい者対応といいながら使えない状態になっているものだとか、それが複数あって、それが直されてきた経緯があります。

実際に、大きな工事は特にいいのですけれども、開発局や道がするものの中で実際に当事者の意見を聞いて工事に反映させていこうと、河川のところにある公園の整備に対して障がい者の人を入れていこうということも過去にはありましたが、最近はそれが非常に少なくなっているという印象を実は持っています。

市町村にこれがおりにきたということは、市町村

もそれを当然やっていったはずだと、そういうことをやっていたはずだという名のもとにおりてきたと思うのですけれども、実際、網走市の公共事業でそういうことはやられてきているのでしょうか。

○佐藤建設部長

公園施設に関して申しましたら、高齢者だとか、障がい者の方々も使うということで、それで想定される部分につきましてはトイレ等について、もともと法令で定まっているということですので、そういった部分に準拠した形で実施しているというような状況になっています。

○平賀委員

つまり、その法令に準拠はしてやってはいたのだけれども、当事者の声を直接聞くということをやってはこなかったというふうに今の答弁だと思うのですが、それで間違いないですか。

○佐藤建設部長

公園施設に関して、公園整備、市道もありますけれども、公園施設の整備に関しては住民とワークショップを通じて計画づくりをしたというような事例はありますけれども、特段こういった障がい者の方といろいろ会ってというようなことは今まで実施はしていなかったと思います。

○平賀委員

市道にしる公園にしるそれぞれ基準がある、さらにこの基準があるということで、いわゆる今おっしゃったような一般的な手続きの中でお話を聞か意見交換をするだとかのところに、来れない障がい者や高齢者の方がいるということ、それから意見を言いたくても言えない障がい者や高齢者の方もいるということ、その部分をカバーしていこうという流れでつくられたのです。

ですから、その部分を直接、意見を聞くという機会は、今おっしゃったような機会とは別にやはり設けていくということが必要不可欠だと思うのですけれども、それは取り組まれてはいなかったということだというふうに思います。

それで、私は公園をつくる過程でそういうのもあって、配慮をしていこうという話はあったのだけれども、都道府県レベルでさえ怪しくなっていて、

市町村になると、それはないというような現状なのです。そういう意識がないと。

ですから、今回この条例をせっかく制定するならば、この条例の中にそういった条項、モニタリングの意見聴取をするのだというところを盛り込んでいくということが私は必要ではないかというふうに思っているのですが、その辺、実際の対応の変更も含めてどのような考え方をお持ちでしょうか。

○佐藤建設部長

今、道路円滑化法自体がまだ新しい法律ということで、公園整備というのもことしから市道もそうですけれども、該当する特定道路の市道整備というのもうちではなかったというところについては、事業については着手をされないということがありまして、先ほど申しましたそのワークショップについても相当以前、この法律以前に実施をされているということでございます。

今後、また公園整備等が出てきた場合に対して、その公園の種別等によってもどういうやり方をやるかというのはありますけれども、これから公園整備等をするのであれば、やはり地域住民ともいろいろそういった意見交換をしながらということもありますし、またそういった障がい者等への対応をするということであれば、委員がおっしゃったようにそういった方の意見を積極的に取り入れて、事業を進めていくという考え方は持っていきたいというふうに考えております。

○平賀委員

考え方を持っていただけならば、そこは確認させていただきましたので、よかったなと率直に思います。

私はこれについて条例に記述というか、あるいはこれに基づいてつくる規則や要綱などにそこをしっかりと明記していただきたいというふうに思っております。

というのは、担当者の方が変わると忘れられるからです。どうしても引き継ぎができなくて、そこが忘れられるということは、どうしてもどんな組織でもこれは起こることだと私は思っております。

それを防ぐためには、できれば条例の中にしっかりと明記していく、それができないのであれば要綱や

規則にしっかり明記して、それは絶対にやるのだと、必要なときに、もちろん必要ないときにやる必要はないので、必要なときにはちゃんとやるのだということを明確にうたっていくということが一つの転ばぬ先の杖になるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤建設部長

そういった対象の方々といろいろな協議を重ねて、使いやすいものをつくるというような、もちろんそのとおりだというふうに思いますけれども、今回の条例に関しましては、公園については設置に関する基準、そして市道に関しては構造に関する基準ということで、どちらかというと技術的な基準を定めるというのが趣旨の条例ということでありまして、今、そういった方とコミュニケーションをとっていろいろな意見を取り入れていくというのは、今の事業の進め方といいますか、そうした部野で捉えるべきかなというふうに考えているところです。

そういったことは、もちろん必要だと思いますし、やっていきたいなというふうに思いますけれども、この条例の中でそういった部分をうたうというのはちょっと趣旨が違うかなというふうな印象を受けます。

○平賀委員

規則、基準だからということでもありますけれども、この規則や基準を使う方々は先ほど言ったように一部なのです。

ですから、そこを盛り込んでも私は不自然ではないと私は思っておりまして、それはただ単にこれまで例がないからというだけの理由で、実は不自然ではないというふうに思っております。

今回、この条例を制定するに当たってそこはやっていただけるという、必要があればやっていただけるということですから、これ以上はきょうは求めませんけれども、そこは今、申し上げたとおり、今までなかったからといって、そぐわないのだという考え方ではなくて、どうそぐうようにして、そこを盛り込んでいくかと考えてぜひ研究をしていただきたいと思います。

これについては、また機会を改めて必要があれば

取り組んでいきたいというふうに思いますので、きょうのところは終わります。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

では、議案第38号から43号まで、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第44号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について、説明をお願いいたします。

○伊藤下水道課長

議案第44号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案資料86ページ、資料25号をごらん願います。また、88から91ページには、新旧対照表を記載してございます。

網走市下水道条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

趣旨でございますが、地域主権一括法による下水道法の改正により、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の技術上の基準等については、下水道法施行令で定める基準を参酌していただき、条例で定めることとなったことから、当該条例の所要の改正を行うものであります。

なお、設定数、基準内容については、制令の基準に準じて定めるものとします。

内容でございますが、1、公共下水道の施設の工事を維持管理上の技術上の基準を新たに設定するため追加します。

2、排水設備及び処理施設に共通する構造の基準を新たに規定します。

3、排水設備の構造基準を新たに規定します。

4、処理施設の構造基準を新たに規定します。

5、適用の除外となる公共下水道について、新たに規定します。

6、週末処理場の維持管理基準を新たに規定します。

7、その他、文言整備を行います。

以上、平成25年4月1日からの施行とします。

また、この条例の施行に伴う経過措置を定めまし

た。

以上で、条例改正に伴う説明を終わります。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいですか、では、議案第44号につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第45号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

○山崎営業課長

議案第45号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案資料92ページの資料26号をごらんいただきたいと存じます。

初めに改正の趣旨でございますが、地域主権一括法が公布され、水道法が改正されたことに伴い、給水条例の関係分につきまして所要の改正、条項の整備を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、1点目は、これまで国の政令で全国一律に定められていた水道の布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格等について政令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとなりましたので、関係する条項を参酌し、加えるものでございます。

2点目も、これまで都道府県知事の経営理念でありました専用水道及び簡易専用水道に関する事務が市に移譲されたこととなり、それにあわせて水道法の適用対象とならない簡易専用水道以外の貯水槽水道にかかる権限を市に移譲されることから、簡易専用水道以外の貯水槽水量の適正な衛生管理の確保を図ることを目的とし、検査手数料について簡易専用水道の検査手数料を準用するため関係する条項を加えるものでございます。

本条例の施行期日につきましては、平成25年3月31日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

議案第45号につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第47号市道の路線認定についてを議題をいたします。

○中村土木管理課長

議案第47号市道の認定について御説明いたします。

議案資料の98ページ、資料の28号をごらん願います。

資料の99ページには、認定路線位置図を添付していますので、あわせてごらん願います。

今回、認定する路線は98ページに記載の路線番号697番、栄南6号乙線の1路線でございます。

今回認定する認定の理由ですが、平成19年度に直営により道路改良整備が施工されている状況であり、またスクールバス路線として利用していることから認定をするものでございます。

市道認定路線、路線の延長、敷地、幅員等は資料に記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○佐々木委員長

質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第47号につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

先ほどの件はわかりましたでしょうか。

○松浦建築課長

まず、公営住宅法の公営住宅の施行規則の中で、第26条の中で要件が定められています。身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者という部分がありまして、知的障がい者につきましては前号、精神障がい者の1級または2級に相当する程度という表記を受けまして、知的障がい前号に規定する障がい、精神障がいの程度に相当する程度なものですから、そのまま1級、または2級に該当する程度というよ

うな表記にさせていただきました。

○平賀委員

そうすると、なかなかいろいろ議論が出るところなのですが、恐らく年金の1級、2級を目安にいるというイメージも多分わかりやすいという捉え方でいいですね。

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で議案の審査については終了いたしました。理事者側から何かよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうから何かございますか。

○平賀委員

先ほども経済部で伺ったのですけれども、風雪の被害、道路のほうは恐らくまだ出ていないかなと思うのですけれども、今持っているのはどのような認識でいらっしゃいますか。

○中村土木管理課長

今回の暴風雪の土木管理課で所管している施設の被害につきましては、今、調査中でございます。

それと、今、雪庇ができて雪崩の箇所もあり得るだろうということで、今、それもあわせて調査をやっておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○平賀委員

わかりました。

普通に走行していて、今までとは違うのだなというのが走っていても、多分、皆さんわかっていらっしゃると思うのですが、調査していただいてわかり次第、またということになると思いますし、今、雪崩の話もあって、危険箇所も今もまだ残っているのかもしれないし、前もあったのが、突然、木が倒れてきて、風が吹いた何日か後に木が倒れてきてびっくりしたということも私自身も経験していますので、その辺も含めて調査していただきたいと思います。

○佐々木委員長

調査がわかり次第、また報告をいただくということでよろしく願いいたします。

それでは、以上で、経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時47分 閉会